

養育費請求調停の申立てについて 那覇家庭裁判所 (R4.4版)

はじめに

離婚後に未成熟の子を監護している親は、もう一方の親に対して、養育費の請求をすることができます。当事者間で話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをすることもできます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子が進学した場合など）には、養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、年収や資産等の経済的な事情について、当事者双方から事情を聴いたり、収入や資産等に関する資料の提出を促したりします。その上で、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。なお、調停の手續は非公開で行われます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途申立てをしなくても、「審判手続」が開始し、裁判官が、養育費の額を決めることになります。

家庭裁判所に提出する書類について

下記番号左にある□欄は、準備できたら提出書面のチェックリストとしてご利用ください。

申立人（調停を申し込む人）の提出書類	相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類
<input type="checkbox"/> ①申立書及び申立書写し <input type="checkbox"/> ②事情説明書 <input type="checkbox"/> ③送達場所等の届出書 <input type="checkbox"/> ④進行等照会書（申立人） <input type="checkbox"/> ⑤申立人・相手方同席による手続説明等の実施について <input type="checkbox"/> ⑥子どもの戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> ⑦申立人の収入に関する資料（※参照）	<input type="checkbox"/> ①回答書 <input type="checkbox"/> ②送達場所等の届出書 <input type="checkbox"/> ③進行等照会書（相手方） <input type="checkbox"/> ④申立人・相手方同席による手続説明等の実施について <input type="checkbox"/> ⑤相手方の収入に関する資料（※参照） <input type="checkbox"/> ⑥再婚などして新たに子（養子）がいる場合には、戸籍全部事項証明書

※ 収入に関する資料としては、以下の書類を提出してください。（申立人・相手方共通）

【給与所得者】

- ・源泉徴収票
(源泉徴収票を提出することができない場合)
給与明細書（直近のものを3か月分以上）
+賞与明細書（賞与があるとき）

【事業所得者等】

- ・確定申告書控え（税務署の受付が分かるもの）

これらの資料は、反対当事者にも交付するので、コピーをして2部提出してください。

養育費の算定表を使用するにあたっては、年収（給与所得者にあっては源泉徴収票の「支払金額」）を明らかにする必要があります。第1回調停期日までに、収入資料をご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られる可能性があります

詳しくは、別添の「裁判所に書面・資料を提出する際の注意事項」をお読み下さい。

調停の進行について

- (1) 申立人と相手方の待合室は別です。1回の調停は約2時間です。
- (2) 初回の期日では、申立人と相手方から交互に事情をお聴きします。
この際には、生活状況等の実情をお聴きするほか、養育費に関する説明等を行います。
その後、源泉徴収票等の資料に基づいて当事者双方の収入を確認した上で、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。
なお、算定表については、裁判所のウェブサイトで公表資料として公開されています。
(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H3Oshihou_houkoku/index.html)
- (3) 各調停期日においては、同じ認識等を持っていただくために、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていたいた上で、手続や今後の進行予定等に関する説明をすることがあります。反対当事者と同席したくない場合には、その旨を調停委員にお伝えください。
- (4)ア 協議の結果として当事者間に合意が成立した場合には、合意内容を裁判所書記官が書面にし、調停成立となります。
イ 何回か協議をしても合意が成立する見込みがない場合には、調停委員会の判断により、調停が成立しないもの（調停不成立）とすることがあります。調停不成立となった場合には、審判手続に移って裁判官が養育費の額を決めることになります。

* 調停手続の概略

